

総務生活委員会会議録

- 1 日時 令和8年3月6日（金曜日）
開会 午後3時36分
閉会 午後4時23分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
（出席） 委員長 小西利一 副委員長 荒木将之介
委員 川緒仁宣 委員 竹下かなこ
〃 三上周治 〃 岡崎亨一
〃 高谷幸男 〃 剣持堅吾
（欠席） なし
（その他出席者） なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 小原純 同次長 日笠哲宏
同庶務調査係主事 柴田美緒子
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
秘書室長 丸野裕子
総合政策部長 入野史也 政策調整課長 林啓二
人口増推進課長 丸山幸司
総務部長 内田和弘 総務課長 小川修
財政課長 岡真里
あたたか市民部長 三宅伸明 ワンストップ課長 小野美千代
会計課長 弓取克哉
- 6 調査事項及び報告事項の結果
調査事項
（1）後期高齢者医療保険料の急激な上昇抑制に向けた基金の活用を求める意見書の提出について
報告事項
（1）空家等活用促進区域の設定について
（2）指定金融機関の評価について
- 7 調査事項及び報告事項の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午後3時36分

○小西利一委員長 ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

まず、報告事項(1)、空家等活用促進区域の設定について当局の報告を願います。

人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 それでは、空家等活用促進区域の設定について御報告をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

まず、空家等活用促進区域につきまして御説明させていただきます。

空き家が増加していくと地域の活力が低下し、まちづくりに影響を与えるとともに空き家の状態が悪化することにより、倒壊の危険や生活環境の悪化を招くおそれがあります。こういった背景から、令和5年に空家等対策の推進に関する特別措置法いわゆる空家特措法が一部改正されまして、空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空家等の除却等の3本の柱で総合的に対策を実施していくこととされました。

空家等活用促進区域とは、この空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第3項において規定されているものでありまして、市町村は経済的、社会的活動の促進のために空き家等及び空き家等の跡地の活用が必要となると認められる区域について空家等活用促進区域として定めるとともに、同区域における空家等活用促進指針を定めることができます。空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定めると、当該区域内では誘導用途としての活用を空き家等の所有者等に働きかけることが可能となることや、建築基準法等の規制の合理化を図ることが可能となるものです。

2 ページ目を御覧ください。

下段左側が空家等活用促進区域の対象となるエリアの例でありまして、今回設定しようとする区域はこのうち商店街活性化促進区域及び農村地域等移住促進区域として設定しようとするものであります。下段右側につきましては、国が公表しています区域設定に係る手続の概要でありまして、この手続に沿って昨年度から該当地域や岡山県と協議を進めてきたところであります。

3 ページ目を御覧ください。

空家等活用促進区域内で市町村が講じることができる規制の合理化の概要でございます。

建築基準法関係としましては、建築物の敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接していないと建て替えや改築が困難であるものが、活用促進指針で定めた敷地特例適用要件に該当する空き家であれば幅員4m未満でも可能となることや、用途地域に応じて建築できる建築物の用途を制限されているものが活用促進指針で定めた用途特例適用要件に適合する用途への変更が可能となるなど、規制の合理化等の措置を講じることができます。

また、都市計画法関係としましては、市街化調整区域内では用途変更に際して都道府県知事の許可が必要となりますが、空家等活用促進区域内では用途変更に際して、許可に当たっての配慮が可能となります。

続きまして、具体の空家等活用促進区域の設定箇所につきまして、御説明をさせていただきます。

4 ページを御覧ください。

本市では、二つの区域で空家等活用促進区域を設定しようと考えております。

一つ目が①の市街化区域内で、J R 総社駅から東総社駅にかけての商店街通りを中心としたエリアで、木造家屋が密集する市街地であり、狭い道も多い商店街通り限界地区。二つ目が②の市街化調整区域で、秦地区の中心的な集落で構成するエリアで、農業を生かした地域活性化を推進する上秦地区であります。

5 ページを御覧ください。

商店街通り限界地区の拡大図であります。

東西はJ R 総社駅から東総社駅にかけて、南北は国道180号から市役所通りにかけての範囲で、赤線で囲った範囲であります。また、色丸は令和4年度に本市で実施しました空き家の実態調査で空き家であった箇所でありまして、本地区内に115件の空き家が存在しています。

6 ページを御覧ください。

この地区の空家等活用促進指針としましては、商店街通りは古い街並みや魅力的な店舗があるものの当時の活気は衰退し、空き家、空き店舗、低未利用地が点在していることから、中心市街地の利便性を生かした居住や、誰もが集える居場所づくりへの活用、商店街の魅力づくりに向けて飲食店や物品販売店、宿泊施設等への活用などを促し、本地区のにぎわいの創出、活力再生に向けた取組を行おうとするものであります。

活用することが必要な空き家等の種類は、区域内の全ての空き家等で、誘導用途としましては住宅、店舗、飲食店、事務所、ホテルまたは旅館等としています。

本地区は、都市計画法上の用途地域が主に商業地域、近隣商業地域となっていることから、様々な用途で空き家を活用することが可能であります。本地区のにぎわい創出や住居としての活用を図っていきたいと考えていることから、空き家等の所有者等へ誘導用途としての活用を要請、あつせんしていくものであります。

なお、区域の範囲や誘導用途につきましては、地域と話し合いをしながら進め、岡山県とも事前協議を済ませております。

7 ページを御覧ください。

次に、上秦地区の拡大図であります。

秦地区の中心的集落が位置する上秦地区で、土砂災害エリアや浸水想定区域（L1）の浸水区域5m以上のエリアを除いた範囲で、本地区内には12件の空き家が点在しております。

8 ページを御覧ください。

この地区の空家等活用促進指針としましては、県内有数のブドウ産地でありながら人口減少や高齢化の進展により地域コミュニティの衰退や農業の担い手不足、空き家の増加などの問題が懸念されているため、ブドウを中心とする農産物を生かした地域活性化を図っていこうとするものであります。

活用することが必要な空き家等の種類は、適法に建築され、おおむね10年程度を目安に適正に活用された建築物で空き家となったもの。

誘導用途としましては、①から⑩の用途としての活用を空き家等の所有者等へ要請、あっせんしていこうとするものであります。

本地区は、市街化調整区域であることから土地規制が厳しく、空き家は売買して住居として使用するしかできないのが現状であります。賃貸住宅や飲食店、食料品小売業や野菜、果物小売業などの日常生活関連業務施設、自治会または町内会がそのコミュニティの活性化を図ることを目的とする施設、地域の農業生産組合が後継者育成のために設置する研修または体験を目的とする施設などに空き家の活用ができるよう用途変更が可能になるものです。

なお、本地区におきましても区域の範囲や誘導用途につきましては、地域と話し合いをしながら進め、岡山県とも事前協議を済ませております。

なお、本区域案及び指針案につきましては、去る2月18日に開催しました総社市空家等対策協議会に諮っているものであります。

9 ページを御覧ください。

今後の予定としましては、新年度になった4月から5月頃にパブリックコメントをした後、改めて総社市空家等対策協議会に報告した上で、空家等活用促進区域及び指針を策定する予定です。また、区域及び指針の効力を発生させるためには、総社市空家等対策計画に位置づけられる必要があるため、現行の総社市空家等対策計画の計画期間を1年前倒しして第2期計画を速やかに策定し、令和8年8月頃を目途に第2期総社市空家等対策計画及び空家等活用促進区域の運用の開始を目指していきたいと考えています。

簡単ではありますが、説明は以上で終わります。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川緒委員。

○川緒仁宣委員 失礼いたします。空家等活用促進区域のことで、上秦地区を促進区域に指定しますが、その誘導用途の⑧が地域の農業生産組合が後継者育成のために設置する研修または体験を目的とする施設となっておりますが、後継者育成のための、大月議員も一般質問で質問されたと思うんですが、農村部のお試し住宅とかになり得ることができるんでしょうか。

○小西利一委員長 人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 川鱈委員の御質問にお答えをさせていただきます。

空家等活用促進区域を設定すれば、賃貸での空き家の活用ができるようになりますので、お試し住宅等に使うことが可能となってきます。

以上です。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下かなこ委員 すみません、商店街通りですが、この説明では、JR総社駅から東総社駅にかけてとなっておりますが、このピンク色の地図を見ると東総社駅よりもさらに総社小学校の通りですか、あちらのほうまでになってるんですが、その中に115件あるということですのでびっくりしました。いろいろと大丈夫なところもあるし、直さんといけん所もあるということで、次のページの促進指針の案の中では初めのほうは昔からのまちの様子と、こういうふうなポテンシャルみたいなのがあった後に促していくということで3項目あるんですけども、中心街の利便性を生かした居住や誰もが集える居場所づくり、これは誰に向かって言っているのか。2番目の市街地にふさわしい商店街の魅力づくりに向けて、飲食店や物品販売とか宿泊施設等への活用というのは誰に向かって言っているのか。建て替えが困難な空き家とか小規模な空き家は、駐車場とかいろいろなものへというのが、それぞれなんか向けている方が違うと思うんですけど、空き家を持つとられる人に言うのか、移住してきてほしいとか、そういうところに住んでほしい人に向けて言っているのか。

言いたいのは、こんなにたくさんありますので個々に当たっていくのか、空き家をこうしませんかこうしませんかって当たっていくのか、5年先、10年先のまちづくりみたいなのを考えてから当たっていくのか、そういうふうなのはどんなでしょうか。

○小西利一委員長 人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 竹下委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの3項目につきましては、これは空き家の所有者等に向けてのメッセージというか、こういったことを促していきますよということの方針です。商店街の活性化づくり、再生という課題につきまして、区域の設定というか、市街地の町内会連合会と話をずっとさせていただいて進めてきております。商店街に雰囲気の良い店舗があるけど、商店街のにぎわいが廃れているという危機感、これは地元の方がとても思っておりまして、空き家で新しい制度ができるということで、地域の方もすごく機運が上がってきているところでもあります。地域の中で、商店街のほうをどういったまちづくりにしていくかというアンケートを取られたり、あと岡山県立大学の先生にもオブザーバーで入っていただいて、地域の中でまちづくりをどうしていこうかという会議体はできております。市のほうもオブザーバーで参加をしまして、地域での話合いと活用促進区域との話がリンクしている状態でお話のほうを進めさせていただいております。ですので、地域とともに5年、10年、その先の商店街のにぎわいをどうしていくかという共通課題を持ちながら話合いをさせていただいているところでもあります。

○小西利一委員長 竹下委員。

○竹下かなこ委員 ありがとうございます。

商店街だけでなく、ここの総社駅から総社高校のところまでというのは、病院もあるし、市役所も近くにあるし、駅も二つあるし、小学校、中学校、幼稚園、高校まで歩いて行けるところです。なので、商店街だけのにぎわいだけでなく、ここが歩いて暮らせるようなふうなことでPRもできるすばらしい地域だと思うんですけども、空き家の持ち主の方とかは今そこに住んでる方ばかりなんでしょうか。

○小西利一委員長 人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 空き家になっているところは、住まわれてないところです。ただ、商店街の通りで空き店舗なんですけど、いわゆる昔のウナギの寝床、表の店舗部分は空けて閉めちゃってるんですけど、家が長いんで奥のほうに住居で住まわれている方もおられます。そういった空き店舗になってるけど、まだ住まわれているといった店舗もどうにか活用できないかなということ、地域のほうや関係団体と協議してる中でそういった話もあります。そういった課題も併せて検討していきたいなと考えておるところでございます。

○小西利一委員長 竹下委員。

○竹下かなこ委員 ありがとうございます。

実際に行ってみたわけではないんですけど、ふだん通ったりとか、グーグルマップで見たりとかすると空き店舗がすごく古くて、このままで大丈夫かなみたいなこともあるので、直すにはまずお金もかかるので、そういった心配とか、その後どれだけもうけることができるかとか、そういうふうな問題もあるので、今まで空き家の問題がなかなか解決しなかったりとかということもあると思うんですけども、ちょっと発想を変えて割と大きいまちづくりをしている全国の会社とか、そういうアイデアを持っているところに話を聞いたりとか、アイデアをもらったりとか、今住んでいる方たちが一生懸命考えていることプラス、いろいろな新しい発想をもらったりとかして、まち全体のイメージというんですかね、あと理想というか、行く先ですかね、例えば家を建て替えて新しい平家を建て売りしたりとか、そういったことをすればまた若い人たちが来るかもしれないし、そういうふうな考えやアイデアも入れていくのはどうでしょうか。

○小西利一委員長 人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 竹下委員がおっしゃられるような、そういった専門家の方に相談をしていくというのも一つのアイデアだと思います。そこは、地元等の今後の話合いの中で、そういった提案もしていければなと思います。ただ、今吉備信用金庫と総社商工会議所とで運用しているS-スタのほうとも連携しながらやってますけど、商店街のほうへの引き合い、これは店舗なんですけど、結構引き合いはたくさんあるみたいです。ただ、受皿となる、貸して下さる店舗がないというか、今そういう状況ですので、それを市として何らか後押しできる施策が考えられたらなと思ってるところであります。最近、商店街通りでも古民家を使った店舗がぼろぼろとできてきてま

すので、そういったものが少しずつ増えていけば雰囲気も変わってくるのかなど。地域の方も、商店街通りはにぎやかになってもらえばいいけど、地元の方は一步中に入ったところは住居地域として静かに住みたいというお声もたくさんあります。そのあたりのまちづくりの仕方というのも考えながら、一緒に話をしていきたい。専門家の方にそういった話を聞くという話になれば、そういった方に御相談をしていただけたらなと思います。また、地域のほうと話をしてみたいと思います。

○小西利一委員長 竹下委員。

○竹下かなこ委員 ありがとうございます。

持ち主の方の気持ちが大切だと思いますし、以前もちょっとお伺いしたんですけども、日本人の考えとして土地は手放したくないという思想ですか、考えがあるみたいで、今は使わんけど売ってしまうのはもったいないとか、そういうふうな懸念ですかね。そういったところをまず和らげて、将来こんなふうになるよとか、そういうふうな話とか発想をしていただけたらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○小西利一委員長 今回、この空家等活用促進区域として上秦地区と商店街の2箇所を設定することについての説明及び報告なので、その地域がこれでいいのかどうかとか、ここの2箇所でいいのかどうかとか、どういうふうに進めていくのかとか、メリット、デメリットはどうかとか、お金がどれぐらいいるのかとか、今後のことをここの2箇所について報告を受けたので、それについて詳しく聞いていただけたらと思います。空き家対策についての考えは、それぞれ個人がお持ちだと思いますが、そうでなくてここの2箇所を設定されたことについての御意見等があればお聞かせください。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員 今回、このように空家等活用促進区域が2箇所定められたということなんですけれども、これは初めてのことでありますので、この2箇所をモデル地区として今後さらに市内で展開していくのかということをお聞きしたいと思います。特に、市街化調整区域でどうにもならない、活用したいけどできないという地域は上秦以外にもたくさんあると思います。そういうところに今後展開していくためのモデル地区としての運用であるのか、それともこれ以上は考えていないのかということをお聞かせください。

○小西利一委員長 人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 荒木副委員長の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、岡山県の新しくできた制度ということで、岡山県のモデル事業の支援もいただきながらこの2地区のほうの設定に向けて手続を進めてまいりました。担当部署とすれば、これを機に市内各地に広げていきたい、市街化調整区域のほうへ広げていきたいという思いはあるんですけど、ちょっと気をつけないといけないのが市街化調整区域は基本都市計画法上で賃貸の住宅は駄目、基本専用住宅でしか建てれないという、市街化を抑制する目的でかなり厳しい規制がかかっております。

この誘導用途で設定をしますと、当然空き家の活用なんで新しく建てることはできないんですけど、その用途が完全に穴が開くようになりますので規制に、ちょっとそこは慎重にやっていかないといけない危険性もあります。一度設定したら、予期しないものが来ても止めようがない部分も出てきます。ですから、そこは今回秦地区の所の運用を始めて実際どうなるのか、そこがうまくいくようになれば他の市街化調整区域のほうにも声をかけて広げていくということも考えられますけども、そこはあと開発権者の岡山県とのお話もありますので、簡単にそうはいかないよと言われてしまえばなかなか難しいところですが、担当者の思いとすれば土地規制が厳しい総社市の中で、空き家を活用して移住・定住の受皿にしていきたいという思いがありますので、将来的にはこれを広げていきたいなどは思っております。

以上です。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(2)、指定金融機関の評価について当局の報告をお願いします。

会計課長。

○弓取克哉会計課長 報告事項(2)、指定金融機関の評価について御説明いたします。

10ページ、資料2を御覧ください。

総社市の指定金融機関につきましては、平成28年度に指定金融機関の見直しの検討がなされ、公募選定を行った結果、平成29年4月から中国銀行から吉備信用金庫へと変わり、今年度で9年目となります。選定を行った当時の指定金融機関選定委員会におきまして、今後は3年ごとに業務評価を実施すべきとの御意見があり、また当時の総務文教委員会におきましても同様の意見をいただいたことから、このたび令和元年度及び令和4年度に続き、第3回目となる業務評価を実施したところでございます。

評価に当たっては、会計管理者を委員長とする5人のメンバーで構成する指定金融機関評価委員会を去る2月6日に開催し、評価を行い、その結果につきましては評価表にお示しのとおりでございます。

評価項目は、過去2回を踏襲しまして基本的事項、窓口サービスの利便性、窓口対応など18項目を審査し、5段階、10段階で評価した結果、右の欄に記載のとおり委員5人、500満点中、418点という結果でございました。この点数を評価評定基準の総合点によるランクAからEまでの5段階評価に照らし合わせますと418点はAランクということになり、総合評定としては求められた水準を上回る成果を上げ、指定金融機関としての役割を十分果たしているという評価結果となりました。

なお、評価結果につきましては、去る2月27日、片岡市長から吉備信用金庫清水理事長のほうに

お伝えし、今後も市民に優しい対応に努めていただくよう要望するとともに、引き続き指定金融機関としての業務継続をお願いし、承諾を得たところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川鯨委員。

○川鯨仁宣委員 すみません、失礼いたします。項目のところなんですけど、15番の市の成長戦略への貢献というところで、23点と結構いい点数なんですけど、僕の地元の地域だけでいえば吉備信用金庫は撤退ということで、昭和出張所にある中国銀行のATMを使って割と昭和地区としては不便になっている状態なんですけど、市全体でいえば吉備信用金庫の経営状態もあるんでしょうけど、地元からATMだけでもあったらという声はすごいあるので、こういういい評価というのは寂しいところもあるんですけど、市から吉備信用金庫へ指導ということはできないとは思いますが、ちょっと難しいんですけど、いい取り計らいがあればよろしくお願いします。

○小西利一委員長 お答えできますか。

会計課長。

○弓取克哉会計課長 川鯨委員の御質問にお答えします。

確かに美袋支店、昨年で閉店という形になりまして、西と店舗内店舗という形で合併のほうをいたしました。ただ、出張所のほうには中国銀行と吉備信用金庫のATMのほうは残っておりますので、そのあたりで市民の方への利便性というものは確保してるところでございます。さらに、市域全体としての貢献度ということで、先ほど人口増推進課長が申しましたようにS-スタを活用した取組を進めているとか、そういったところでの市全体への貢献度というのは非常に高いというふうに我々は感じておりますので、そういった点が委員の方からの評価として表れたということでございます。

○小西利一委員長 川鯨委員。

○川鯨仁宣委員 僕の地元がちょっと寂しくなったんで、ここで言わせてもらいました。すみません、ありがとうございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時7分

再開 午後4時10分

○小西利一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項(1)、後期高齢者医療保険料の急激な上昇抑制に向けた基金の活用を求める意見書の提出について協議いたします。

本件につきましては、昨日、県下市議会議長会会長市である岡山市議会から依頼があったもので、内容としましては新聞報道にあったとおり、令和8年2月19日開会の岡山県後期高齢者医療広域連合議会において令和8年度、令和9年度の保険料の大幅な上昇案が示され、審議の継続が必要として会期が延長されました。それを受け、岡山市議会と倉敷市議会は、意見書を県に提出する方向で調整を進めている。各市議会においても、この意見書の趣旨に御賛同いただけるようであれば、県に対して意見書の提出について御協力をお願いしたいという話がきました。本件について総社市議会として意見書を提出するかどうかについて、皆さんに御協議いただきたいということであり、皆様からの御意見を伺う前に、岡崎委員がこの岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員ですので、何か御意見等あれば御発言願います。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 すみません、何名かの御推薦をいただきまして、この議会の議員をさせていただいておりますが、事の経緯としまして、連合長でありました浅口市の栗山市長が県のほうへ、いつかは分かりませんが要望を言ったそうございまして、県からは基金40億円の活用は蹴られたという報告がございました。2月19日の開会の議会におきまして、2年ごとの保険料の見直しなんですけども今年度の見直しは、今日、私も質疑をさせていただきましたけども、子ども・子育て支援金の部分と診療報酬改定の部分と合わせて、一人当たり1万8,000円年間で上がるということは、あまりにも急激に上がり過ぎではないかと。基金は、保険料の不足に対して活用することができるので、保険料は我が総社市に対しましては岡山県後期高齢者医療広域連合のほうから依頼を受けて、来年度はこの保険料で会計を計算してほしいということでそれを踏襲するのみですから、いや応がなしな話です。だから、保険料の不足というのはあり得ない話なんです、決めてしまったら。だけど、まだ正式決定してないので、過去は3,000円とか5,000円とか2年ごとの改定で上がってきた経緯なんですけど、今回はさっき言ったものが後期高齢者医療の保険料にもプラスされておりますからそれぐらいになったと。これから2年ごとの保険料改定のグラフがあったんですけども、次の令和10年度、令和12年度なんかは10万円を超えるようなグラフになってきとんです。それでも、数千円です。議会というものは住民の負託をいただいとる市民の代表ですから、それはもう一度議論をして県にも要望して、少しでも基金を活用させていただいて保険料を抑えるべきではないかと。最終的には、基金を持っておる県の意見がどうなのかというところかもしれませんが、ここにも書いてあるとおり、その基金は誰から出たものなのかというところをしっかりと見つめ直して判断を下す必要があるなど。大いに意見は言うべきではないかなと思っておりますので、よろしく願います。

○小西利一委員長 お聞きのとおりでございます。

続いて、本件について当局から何か御意見等があれば御発言願います。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 当局からは特にございませぬ。

○小西利一委員長 それでは、皆様からの御意見を伺いたいと思ひますが、何か御意見等あれば御発言願ひます。

高谷委員。

○高谷幸男委員 この件については、岡山市長が県議会あるいは県へお願いした経緯があるんじゃないかと思ひんですが。テレビ放映されたと思ひます。しかし、岡山県知事は、この金は使わないという判断ではなかったかと思ひんですが、従来から岡山県というのは口は出しても金は出さないというのが本当に基本ですから、各市議会がまとめたの判断をしていかなければならないと、こう思っております。

○小西利一委員長 他に御意見はございませぬか。

竹下委員。

○竹下かなこ委員 すみませぬ、岡崎委員にお伺ひしたいんですけど、分からなくて申し訳ないんですけど、子ども・子育て支援のお金が上がるのに後期高齢者医療のお金が使われるんですか。

○小西利一委員長 休憩します。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時22分

○小西利一委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 今、この意見書の案が出ておりますけれども、県が今後どういふふうに出てくるか分かりませぬけれども、総社市議会としましてはこのまま、年間1万8,000円の医療費の値上げを黙って見過ごすわけにはいきませぬ。ですから、我が総務生活委員会としましては、何もしないよりもまずは行動しなければいけないというところから、この意見書を出すべきだと思っております。

委員長、お諮りください。

○小西利一委員長 今、岡崎委員から意見がありましたけど、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 本件については、総務生活委員会から2月定例市議会最終日に意見書を提出する旨の議案の提出を行います。

以上でよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 そうしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会で提出することとし、その作成については委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時23分